

「不正改造車を排除する運動」実施細目

平成 30 年 4 月
国土交通省自動車局

I. 年間を通じて実施する事項

1. 各機関において実施する事項

●国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 広報活動の推進

- ①庁舎、地方自治体、関係機関等においてポスターを掲示する。ポスター掲示場所の選定にあたっては、広く自動車使用者に広報可能な場所に掲示するよう、強化月間等の機会を捉えて依頼する。
- ②自動車運転教習所の教習生、自動車整備士養成施設の生徒等に対して、ポスターの掲示等により不正改造防止について周知を行うよう関係機関等に協力を要請する。
- ③不正改造の事例及び自動車部品・用品の適切な取付方法等に関するホームページを開設する。また、出前講座を行う旨掲載する。
- ④街頭検査等の機会を利用し、どのようなものが不正改造となるかを理解してもらうとともに、自動車部品・用品の適切な取付方法等について周知に努める。
- ⑤街頭検査を実施した場合、検査結果について積極的にプレスリリースを行うように努める。
- ⑥不正軽油の使用防止を周知する。

2) 協議会、関係事業者等に対する指導・協力要請

- ①不正改造防止推進協議会（以下「協議会」という。）に対して会議の開催等により、本運動の目的並びに実施要領及び実施事項の周知・徹底を図る。また、関係事業者に対して、本運動の趣旨に基づき適切な指導を行う。

3) 協議会に属していない事業者等に対する指導等

- ①碎石、砂利、生コンクリート関係の事業者及び各種食品や木材等の輸送等に係る事業者に対し、不正改造車の使用排除の協力要請を行う。
- ②架装事業者等に対して、不正改造に加担することのないよう協力要請、指導の強化を図る。
- ③インターネット通販等に対して、基準不適合となる自動車部品・用品を取り扱わないよう協力要請、指導の強化を図る。

4) 関係機関に対する協力要請

- ①過積載防止対策連絡会議等を通じ、関係機関の協力を得て、不正改造車の排除の徹底を図る。
- ②地方公共団体等に対し、公共工事等を発注する際に、工事請負者へ不正改造車を使用しないよう徹底することを協力要請する。

5) 研修等の実施

- ①自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修、運行管理者の一般講習、事業場管理責任者研修等の機会を利用し、本運動の目的、実施事項、自動車を改造する場合の関係規定及び不正改造の具体的事例について周知する。

6) 出前講座等の実施

- ①自動車整備士養成施設等に対し、出前講座等を実施できるよう連携することについて、積極的に働きかけるとともに、当該施設等から要望があった場合には、出前講座等を開催して、生徒等を対象に不正改造の具体的事例紹介、積極的な排除の呼びかけを行う。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 不正改造車及び黒煙に関する情報の収集等

- ①各地方運輸局、沖縄総合事務局及び運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）（以下「地方運輸局及び運輸支局等」という。）に、不正改造車及び黒煙に関する情報・相談（以下「情報等」という。）を受ける迷惑改造車・迷惑黒煙相談窓口（以下「不正改造車・黒煙 110 番」という。）を設置するとともに、情報等を寄せてもらうよう自動車使用者、関係事業者等に広く呼びかける。
- ②不正改造車・黒煙 110 番、街頭検査等により不正改造車に関する詳細な情報等を収集するよう努める。
- ③不正改造車・黒煙 110 番に別紙 1-1 及び 1-2 の通報連絡書を備え置くことに加え、国土交通省HPに通報連絡書を掲載する。住民から不正改造車や著しい黒煙を排出している自動車を発見した旨の情報を電話・FAX等で収集する。
- ④出張及び監査の移動等の機会を捉え、職員による積極的な情報収集を行う。
- ⑤協議会又は協議会の地方組織と密接な連携を図り、情報収集に努める。
- ⑥ポスター等の広報資料及び国土交通省HPに、収集した情報のうち警告ハガキを送付できる割合を向上することができるよう、必要な情報をわかりやすく掲載する。

2) 自動車使用者等に対する指導

- ①不正改造車・黒煙 110 番及び国土交通省ホットラインステーション（HLS）に寄せられた情報等を基に不正改造車（疑わしい車両を含む。）の自動車使用者に対して警告ハガキを送付し、不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。また、黒煙に関して通報があった自動車使用者に対し、ハガキを送付することにより自主点検の指導を行う。（ハガキの様式は別紙 2 参照、なお黒煙に関して通報があった自動車使用者に送付するハガキは、ディーゼルクリーンキ

キャンペーンで用いた様式でも差し支えない。)

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 街頭検査・指導の実施

①実施にあたっては、改造車が集まるイベントの機会を利用するなど、街頭検査の効果的な実施に努めるとともに、実施要領に示す重点排除項目及び基本排除項目を対象して検査・指導を行う。なお、実施にあたり留意すべき事項が別途指示されている場合には、その指示によって実施する。

a) 重点排除項目

- ・騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着

※「車両下部画像確認システム」が配備されている独立行政法人自動車技術総合機構（以下、「自動車機構」という。）事務所がおかれている運輸支局及び自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所を含む。）（以下「運輸支局等」という。）においては、自動車機構事務所と連携し、積極的に当該機器を活用して排気管及びマフラーの不正改造排除を行う。

※マフラーを交換している自動車（測定の際、安全性の確保が困難な自動車を除く。）に対しては、近接排気騒音の測定を行うとともに、加速走行騒音規制対象車両については、基準適合マフラーであることを可能な限り確認し、マフラー性能等確認済表示等により適合性の確認が出来ない場合には、注意喚起文を交付する等、適切な指導を行う。（注意喚起文の様式は別紙3参照）

- ・タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- ・大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- ・シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け

b) 基本排除項目

- ・前面ガラス並びに運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- ・前面ガラスへの装飾板の装着
- ・直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- ・灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- ・土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- ・基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- ・不正な二次架装
- ・ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- ※ディーゼル自動車に対しては、黒煙測定を行い、基準値を超える自動車については燃料噴射ポンプの封印の状態を確認する。
- ・不正軽油燃料の使用の有無

- ②特に二輪車の基準不適合マフラー排除等効果的な街頭検査となるよう警察等関係機関との密接な協力・連携を図り、日時、場所等を考慮したうえで実施する。
 - ③大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造排除にあたっては、警察等関係機関との密接な協力・連携を図る。特に、「大型マルチテスト」が配備されている自動車機構事務所がおかれている運輸支局等においては、警察当局に当該機器を用いた不正改造排除について協力要請を行うとともに、自動車機構事務所と連携し、積極的に当該機器を活用して速度抑制装置の不正改造排除を行う。
 - ④不正改造車を発見した場合、その施工者等に係る情報を収集するとともに、追跡調査（自動車使用者からの聞き取り、検査時の帳票の利用等）に努める。
 - ⑤整備命令書を交付した車両の使用者については、適切な整備が行われるよう適宜必要な指導等を行うとともに、整備命令に従わない場合には、警察当局への告発等を含む厳正な対処を行うよう努める。
 - ⑥特種用途自動車の構造要件を確認し、当該自動車に必要な特種な設備の取外し等が見受けられる場合等、自動車検査証の記載事項に変更があることが確認された時には、警告書を交付する等適切な指導を行う。（警告書の様式は別紙4-1及び4-2参照）
 - ⑦原動機付自転車も対象とし、街頭検査の実施方法等について事前に各都道府県警察本部及び関係機関等と十分調整したうえで、検査実施の結果、保安基準に不適合な箇所が確認された場合には、その使用者に警告書を交付するとともに、改修結果の報告を求める。（警告書の様式は別紙5参照）
- 2) 構内検査・指導の実施
- ①申請や変更登録等のために運輸支局等に来所した車両に対する検査を行い、不正改造を行っていた場合には整備命令書を交付する。
- 3) 不正改造施工者に対する立入検査
- ①不正改造車・黒煙110番に寄せられた情報等、警告ハガキの報告等を勘案し、当該不正改造車の施工者等関係者に対して立入検査を行う。
- 4) 改造車の展示等のイベントに対する調査等
- ①不正改造車・黒煙110番に寄せられた情報、マスメディアによる報道等を基に、自動車機構と連携し、改造車の展示等のイベントに対する調査、指導を行う。

●自動車機構

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 本運動への協力（広報活動の推進）

- ①庁舎等へのポスターの掲示により、不正改造防止について周知を図る。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 本運動への協力（不正改造車及び迷惑黒煙の情報収集）

- ①自動車機構ホームページにおいて、国の通報窓口を案内し、国による情報収集に協力する。
- ②不正改造車及び迷惑黒煙に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報

を提供する。

- ③新規検査後に二次架装を行う可能性がある車両には、検査時に注意を促すとともに運輸支局等に当該車両の情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 本運動への協力（街頭検査・構内検査・不正改造施工者に対する立入調査）

- ①本運動の目的、実施事項等を踏まえ、運輸支局等と連携を図りつつ街頭検査及び構内検査等の実施に協力する。「車両下部画像確認システム」が配備されている自動車機構事務所においては、運輸支局等と連携し、積極的に当該機器を活用して排気管及びマフラーの不正改造排除を行う。

また、「大型マルチテスト」が配備されている自動車機構事務所においては、運輸支局等と連携し、積極的に当該機器を活用して速度抑制装置の不正改造排除を行う。さらに、運輸支局等が実施する不正改造車の施工者等に対する立入検査に協力する。

2) 改造車の展示等のイベントに対する調査

- ①改造車の展示等のイベントに対する調査を国と連携して実施する。

●軽自動車検査協会

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 本運動への協力（広報活動の推進）

- ①庁舎等へのポスターの掲示により、不正改造防止について周知を図る。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 本運動への協力（不正改造車及び迷惑黒煙の情報収集）

- ①軽自動車検査協会ホームページにおいて、国の通報窓口を案内し、国による情報収集に協力する。
- ②不正改造車及び迷惑黒煙に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供する。
- ③新規検査後に二次架装を行う可能性がある車両には、検査時に注意を促すとともに運輸支局等に当該車両の情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 本運動への協力（街頭検査等）

- ①本運動の目的、実施事項等を踏まえ、街頭検査等の実施に協力する。

●不正改造防止推進協議会（以下「協議会」という。）構成団体

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 広報活動の推進

- ①事務所等へのポスターの掲示等により、不正改造防止について周知を図る。また、傘下会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。

2) 本運動への協力（ポスターの掲示及び出前講座等）

- ①本運動の目的、実施事項等を踏まえ、地方運輸局及び運輸支局等から依頼や連携

の呼びかけがあった場合、ポスターの掲示及び出前講座等の実施に協力する。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 傘下会員・事業者に対する指導等（不正改造車及び迷惑黒煙の情報収集）

①本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙 110 番等について、会報、ホームページ等に掲載するなど会員・事業者等への周知を可能な範囲で図る。

②不正改造車及び迷惑黒煙に関する情報等（不正改造施工者の情報を含む。）の受付体制を充実するとともに傘下会員・事業者等に情報等を提供するよう呼びかける。また、情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等への情報等の提供を積極的に行う。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 本運動への協力（街頭検査等）

①本運動の目的、実施事項等を踏まえ、地方運輸局及び運輸支局等から依頼や連携の呼びかけがあった場合、街頭検査等の実施に協力する。

Ⅱ . 強化月間において特に実施する事項

強化月間においては、前述の取組の重点的な実施に加え、特に次の事項を実施する。

1. 各機関において実施する事項

●国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 広報活動の推進

①マスメディアを活用した広報を積極的に行うよう努める。（例：本省における政府広報等、原稿については、別紙6参照）

②Jリーグ・プロ野球の競技場等の電光掲示板、道路電光掲示板等による広報の働きかけを実施する。

③職員による啓発ワッペンの着用を実施するとともに、庁舎等にのぼりを設置し、不正改造車・黒煙 110 番を積極的に周知する。

④平成 28 年度政府広報として作成されたインターネットテレビ『そのクルマ、大丈夫？ STOP! THE 不正改造』を活用し、周知する。

⑤街頭検査、アンケート等の機会を利用し、チラシを配布するなどして、どのようなものが不正改造となるのかを理解してもらうとともに、自動車部品・用品の適切な取付方法等について周知に努める。

⑥不正改造の防止に関する会議等の開催、点検教室、出前講座の実施等による啓発活動を実施する。特に認知度の低い不正改造について理解を求める。

⑦乗合旅客自動車運送事業者の協力を得ながら、バス車両の前面に横断幕を掲示す

ることにより、不正改造車排除運動の周知を図る。

2) アンケートの実施

- ①協議会等の協力を得ながら、イベントや出前講座等のあらゆる機会を捉え、自動車使用者・点検整備関係者（整備管理者、整備事業者、養成施設関係者等）を対象に、不正改造に対する認識についてアンケート調査を実施する。（アンケート調査実施要領は別紙7参照）

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 不正改造車及び黒煙に関する情報の収集等

- ①広報活動等により、不正改造車・黒煙 110 番への情報提供を積極的に呼びかける。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 監査、立入検査等の実施

- ①自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し、不正改造車排除に重点を置いた監査を積極的に実施する。
- ②自動車運送事業者の監査において、チラシを配布するなどして、不正改造車排除の指導を行う。
- ③車体架装事業者、自動車部品・用品販売事業者等を対象に、本運動の目的、実施事項等を踏まえ、立入検査等を実施するとともに、適切な指導を行う。

●自動車機構

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 本運動への協力（広報活動の推進）

- ①自動車使用者等に対するチラシの配布、職員による啓発ワッペンの着用により、不正改造防止について周知を図る。また、地方運輸局及び運輸支局等から自動車検査場へののぼりの設置の依頼があった場合、協力する。
- ②本運動の実施について関係者への周知を図る。

●軽自動車検査協会

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 本運動への協力（広報活動の推進）

- ①自動車使用者等に対するチラシの配布、職員による啓発ワッペンの着用により、不正改造防止について周知を図る。また、地方運輸局及び運輸支局等から自動車検査場へののぼりの設置の依頼があった場合、協力する。
- ②本運動の実施について関係者への周知を図る。

●協議会構成団体共通

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 広報活動の推進

- ①マスメディアを活用した広報を積極的に行うよう努める。この際、若者向けウェ

ブサイトの活用により主な訴求対象を 10 代、20 代として広報を行う。

②事務所等において自動車使用者等に対し、チラシを配布することにより、不正改造防止について周知を図る。また、傘下会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。

2) 本運動への協力（ポスターの掲示及び出前講座等）

①本運動の目的、実施事項等を踏まえ、地方運輸局及び運輸支局等から依頼や連携の呼びかけがあった場合、ポスターの掲示及び出前講座等の実施に協力する。

3) 傘下会員・事業者に対する指導等（本運動への参加）

①本運動の推進のための会議等を開催し、傘下会員・事業者等に対し、本運動への積極的な参加を呼びかける。

②傘下会員・事業者等が行う本運動の実施事項について指導する。

4) その他

①以下「2.」に示す実施事項が適切に実施されるように配慮し、指導する。

2. 各事業者が行うべき実施事項

●認証・指定整備事業者《（一社）日本自動車整備振興会連合会〔日整連〕等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 自動車使用者（点検整備依頼者）への周知

①日整連が作成する「不正改造防止マニュアル」及び「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努める。

②車検取得後に不正に二次架装をされた車両が入庫した場合には、復元、記載変更の手続き又は構造変更の手続きが必要であること及び手続きについて車両を購入した販売店又は車両を架装した架装メーカーに相談すべきことを自動車使用者に対して周知する。

③整備工場に入庫したディーゼル車について、自動車使用者に点検指導を行う。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 不正改造車に関する情報等の提供

①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導等

①整備主任者、自動車検査員等に対して、「不正改造防止マニュアル」及び「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、不正改造の防止に係る指導を実施する。また、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙 110 番等について併せて周知する。

②日整連が作成する「不正改造防止マニュアル」及び「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼を受けないよう従業員を指導する。

③整備工場に入庫したディーゼル車について、「不正改造車の排除」の観点から、燃料噴射ポンプの封印のチェック等を行う。

2) 適正な整備・改造の推進

①担当責任者等を定めて、「不正改造防止マニュアル」及び「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努める。

3) 自主点検の実施

①事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両の状況（不正改造の有無）、不正改造防止についての事業場内の管理体制及び不正改造車への対応と措置について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。

（参考：別紙8「自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業場管理責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●車体・電装・タイヤ整備事業者《日本自動車車体整備協同組合連合会〔日車協連〕、全国自動車電装品整備商工組合連合会〔電整連〕、全国タイヤ商工協同組合連合会〔全タ協連〕、（一社）日本自動車タイヤ協会〔JATMA〕等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 自動車使用者（整備依頼者）への周知

①保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 不正改造車に関する情報等の提供

①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導等

①従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。

②保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼を受けないよう従業員を指導する。

2) 適正な整備・改造の推進

①担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努める。

3) 自主点検の実施

①事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両の

状況（不正改造の有無）、不正改造防止についての事業所内の管理体制及び不正改造車への対応と措置について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。

（参考：別紙8「自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●自動車販売事業者《（一社）日本自動車販売協会連合会〔自販連〕、日本自動車輸入組合〔輸入組合〕、（一社）日本中古自動車販売協会連合会〔中販連〕、（一社）全国軽自動車協会連合会〔全軽自協〕等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 自動車使用者（車両購入者）への周知

- ①車両の販売時に、購入者に対して不正改造の防止について周知する。
- ②保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 不正改造車に関する情報等の提供

- ①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導等

- ①従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。
- ②保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼を受けないよう従業員を指導する。

2) 適正な車両販売等の推進

- ①担当責任者等を定めて、適正な車両の販売及び登録後の二次架装の防止等の徹底を図る。
- ②各事業者は、販売部門と整備部門との連携を密にする等、社内体制を強化し、適正な車両を販売するよう徹底する。
- ③不正な二次架装が行われた車両について、関係者と協力しつつ責任を持って改修作業を行う。

3) 車両の陸送の適正化

- ①販売車両等の陸送にあたっては、適正な車両運搬車を使用するよう徹底する。

4) 自主点検の実施

- ①事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、車両販売体制及び販売車両等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙8「自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●車体架装事業者《(一社) 日本自動車車体工業会〔車工会〕等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 自動車使用者（架装依頼者）への周知

- ①保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような架装の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 不正改造車に関する情報等の提供

- ①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導等

- ①従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙 110 番等について周知する。
②保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような架装の依頼を受けないよう従業員を指導する。

2) 適正な架装の受注等の推進

- ①担当責任者等を定めて、架装の受注、架装の実施及び納車時の確認等の適正化に努めることで、不正改造防止の徹底を図る。
②不正な二次架装が行われた車両について、関係者と協力しつつ責任を持って改修作業を行う。

3) 自主点検の実施

- ①事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、架装の実施体制及び管理体制等について、定期的な自主点検の実施に努める。（参考：別紙 8「自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●貨物自動車運送事業者・陸送事業者・ダンプカー使用者及び関係団体《(公社) 全日本トラック協会〔全ト協〕、(一社) 日本陸送協会〔陸送協会〕、(一社) 全国自家用自動車協会〔自家用協会〕等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 荷主団体等への協力要請

- ①運送事業者団体においては、荷主団体等に対し、不正改造車（特に速度抑制装置（スピードリミッター）に係るもの。）を使用することのないよう要請する。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 不正改造車に関する情報等の提供

- ①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

①従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙 110 番等について周知する。

2) 適正な車両の運行の徹底

①運送事業者等においては、不正な二次架装の防止等に努め、適正な車両の使用の徹底を図る。また、不正な二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行う。

3) 自主点検の実施

①事業所ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について定期的な自主点検の実施に努める。(参考：別紙 8「自主点検票」) なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●自動車部品・用品販売事業者《(一社) 日本自動車部品工業会 [部工会]、(一社) 自動車用品小売業協会 [小売業協会]、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会 [JASMA]、(一社) 日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会 [NAPAC]、全国ディーゼルポンプ振興会連合会 [DP 連]、(一社) 全国二輪車用品連合会 [JMCA] 等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 自動車使用者（部品等購入者）への周知

①自動車部品・用品等の販売時等において、購入者に対して、不正改造が自動車の安全に支障を及ぼす行為であり、犯罪であること等不正改造の防止についての周知を行う。

②どのような部品・用品等の取付・取外し等が不正改造となるかを購入者に理解してもらえよう、販売時等の説明に努める。

③自動車部品・用品の適切な取付方法等について相談窓口を設ける等自動車使用者の適切な部品・用品等の取付に対する認識を高めるよう努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 不正改造車に関する情報等の提供

①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するよう努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

①従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙 110 番等について周知する。

②どのような部品・用品等を取り付けることにより不正改造となるような場合には販売を行わないよう従業員を指導する。

2) 適正な部品販売の推進（基準不適合となる自動車部品・用品の取扱いの禁止）

①事業所において、当該部品・用品の取付によって基準不適合となる自動車部品・用品を取り扱わない。

2) 自主点検の実施

- ①事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、自動車部品・用品等の取付施工体制及び管理体制等について、定期的な自主点検の実施に努める。(参考：別紙8「自主点検票」) なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●石油販売事業者《全国石油商業組合連合会〔全石商〕等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

(特になし)

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 不正改造車に関する情報等の提供

- ①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するように努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

- ①従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。

2) 自主点検の実施

- ①事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。(参考：別紙8「自主点検票」) なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●旅客自動車運送事業者《(公社)日本バス協会〔日バス協〕、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会〔全タク連〕》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) バス車両を利用した広報活動

- ①バス車両の前面に横断幕を掲示することにより、不正改造車排除運動の周知に努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 不正改造車に関する情報等の提供

- ①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するように努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

- ①従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。

2) 適正な車両の運行の徹底

- ①不正な二次架装の防止等に努め、適正な車両の使用の徹底を図る。また、不正な

二次架装が行われた車両がある場合には改修を行う。

3) 自主点検の実施

- ①営業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む営業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。(参考:別紙8「自主点検票」)なお、運動実施責任者は、整備管理者又は営業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 生徒等に対する啓発等

- ①生徒にチラシの配布や運輸支局が行う出前講座へ参加の呼びかけを行う。

2) 出前講座への協力

- ①運輸支局から出前講座の実施について、連携の働きかけがあった場合には、応じるように努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 不正改造車に関する情報等の提供

- ①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するように努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員等に対する指導

- ①従業員等に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。

2) 自主点検の実施

- ①学校ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む学校内の車両について、定期的な自主点検の実施に努めること。(参考:別紙8「自主点検票」)なお、運動実施責任者は、事業者等又は学校の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●他の関連事業者《その他協議会団体》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

(特になし)

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

1) 不正改造車に関する情報等の提供

- ①不正改造車に関する情報等を入手した場合には、地方運輸局及び運輸支局等に情報を提供するように努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

- ①従業員に対して、本運動の目的、実施事項、不正改造車・黒煙110番等について周知する。

2) 適正な車両の運行の徹底

- ①不正な二次架装の防止等に努め、適正な車両の使用の徹底を図る。また、不正な二次架装が行われた車両がある場合には改修を行う。

3) 自主点検の実施

- ①事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努めること。(参考：別紙8「自主点検票」)
なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

